

- P.1 デジタル社会の副業詐欺トラブル
- P.2 「簡単に稼げる」「絶対にもうかる」などの言葉は、うのみにしないで！事例
- P.3 消費生活相談 Q&A
- P.4 新宿消費生活センターからのお知らせ

デジタル社会の副業詐欺トラブル ー簡単な作業で儲ける副業サイトに注意！ー

空き時間（スキマ時間）を使って効率よく稼ぎたいとのニーズが高まっています。ところが、SNS や動画広告、インターネット検索等で見つけた副業サイトで「いいね」を押すだけ」「スタンプを送るだけ」「スクリーンショットを撮るだけ」等の簡単な作業（タスク）で稼げる副業に応募したところ、高額報酬を得るにはまず振り込みを指示されて、その後も様々な理由で振り込みをさせられた挙句、高額報酬は得られなかった等のトラブルが増えています。



「簡単に稼げる」「絶対にもうかる」 などの言葉は、うのみにしないで！



！事例1

SNS 広告を見てタスクを始めたところ、チームで対応することになったが、ミスでチーム全員が損をしたと言われ処理費用を請求されて支払った。

アドバイス

簡単なタスクをするだけで報酬が得られると誘引されます。「簡単に稼げる」「もうかる」ことを強調する広告は詐欺の可能性があるのでうのみにしないようにしましょう。



！事例2

最初のタスクで少額の報酬を得て出金することができたので、次に高額報酬のタスクのため、指示に従って事前に振り込みをしたが、引き出すことができない。

アドバイス

最初に少額の報酬を得ることで信用してしまいます。相手方に安易に住所や氏名、銀行口座の情報、免許証の写真等の個人情報を開示しないようにしましょう。

！事例3

SNS 広告を見てタスクを始め、報酬を出金しようとしたらアカウントが凍結され、高額な解除費用を請求された。



アドバイス

お金を稼ぐために副業を行っているはずが、様々な理由をつけて金銭を請求されます。振り込みを求められたら、消費生活センター等に相談してください。

★いつでも不安な時は 188 に相談

消費者ホットライン：「188(いやや!)」番

海外事業者とのトラブルについては、
越境消費者センター (CCJ) でも受け付けています。

全国共通の電話番号

「消費者ホットライン」

188



「お試し」で安く買ったつもりが!?

気軽に注文できるネット通販。「お試し」や「実質無料」の広告を見てポチポチと注文したところ、気がつかないうちに「定期購入」になっていた! というトラブルがあとを絶ちません。注文する前に販売サイトの内容を必ず確認しましょう。



Q

SNSの広告で「お試し500円」とあったので、ダイエットサプリを注文した。サプリを飲んだが効果を感じないと思っていたところ、2回目の商品が届いた。頼んでいないと思って事業者に電話をしたが、「次回発送日の7日前までに電話がなかった。3回目からは解約できるが、届いた商品は購入してもらうことになる。」と言われた。2回目以降はサプリが同時に2袋届いて1万円を超える高額だ。支払いたくない。

A

通信販売にはクーリング・オフはありません。サイトに書いてある条件に縛られます。

- 初回の料金は大きく書かれ、定期購入や解約の条件は小さく書かれていることが多い
小さな文字や注文ボタンの下など見落としやすい場所は特に注意して確認しましょう
- 「初回」「定期コース」「解約の連絡がない限り継続してお届け」とあったら定期購入「定期購入」だけではなく、継続して購入することを匂わす表現に注意しましょう
- 初回で解約する場合は、高額な違約金や単品価格との差額の支払いを求められることも
「定期縛りなし」「いつでも解約可能」となっているも、条件がないか確認しましょう
- 注文直後に表示される「割引クーポン」や「おまとめコース」には要注意
商品代金の割引のために再度注文ボタンをタップしたところ、複数回の購入が条件の定期購入に変わってしまうことがあります
- 解約の連絡方法が電話だけの場合は、電話がつながるか確認を
混雑していつつながらない、SNSなどの登録を促され解約手続きができないなど解約したくても、そもそも解約の連絡ができないトラブルも多いです

ここを
確認

スクリーンショットなどで必ず保存を! ※ web 広告は変更できます。トラブルになったときの証拠を残しておきましょう。

注文ボタンがある画面(最終確認画面)に書いてある内容を確認しましょう

- 1回限りの購入か? 定期購入か?
- 次回分の発送時期は?
- 購入する期間や回数が決まられているか?
- 解約の際の連絡手段は?
- 初回や2回目以降に届けられる個数は?
- 解約や返品ができるか? どのような条件・方法か?
- 支払い総額はいくらか? 支払方法は何か?

注文直後に表示された「割引クーポン」等の画面の内容も再度確認を!



相談員コラム

テレビショッピングでも定期購入に!

テレビショッピングをみて、「紹介されていた健康食品を購入するために事業者に電話したところ、1個あたりの価格が安くなるから定期購入しないか」「紹介されていた拡大鏡を購入するために事業者に電話したところ、目に良いサプリを定

期購入すれば拡大鏡はプレゼントする」などと案内されて、意図せずに定期購入をしてしまうことがあります。テレビで定期購入や別の商品について全く説明していなければ、電話勧誘販売にあたりクーリング・オフができる場合があります。商品が届いたら、早めに同封されている送付状や請求書などをよく見て、定期購入になっていないか確認しましょう。

新宿消費生活センターからのお知らせ

新宿区消費生活イベント

不適切にも
ほどがある!

デジタル時代の

悪質商法

フェスタ東京 2024
東京都消費者月間協賛事業

令和6年12/14

場所 牛込筆筈
区民ホール
(筆筈町15)

時間 13:30~16:00

申込み 11月15日号の
広報新宿を
ご覧ください

定員 300名
(先着順)

第1部 13:30~14:20

- 消費生活センターマスコットキャラクター
お披露目式
- 消費生活デジタル作品コンテスト
表彰式



第2部 14:30~16:00



講師 菊地 幸夫 弁護士

- 講演会
ディスプレイの向こうは ちみもうりょう
魑魅魍魎の世界
デジタル社会と消費者

講座・イベント情報

みなさまのご参加をお待ちしています。

日時	講座名	会場	費用	対象・人数	申込み・問合せ
11月23日(祝) 13:30~15:30	投資デビュー基礎から 学び資産運用	戸塚地域センター	無料	区内在住・在学・在勤の方 30名	11月15日までにQRコードもしくは電話、 FAXにてお申込ください。 TEL:5273-3834 FAX:6268-9873
12月6日(金) 10:30~12:30	生芋こんにゃく作り 教室	新宿消費生活センター 分館	800円	区内在住・在学・在勤の方 16名	11月15日掲載の広報新宿をご覧ください。
12月7日(土) 14:00~16:00	スマホを学んで 賢い消費者になろう	新宿消費生活センター 分館	無料	区内在住・在学・在勤の 方でスマホ操作に 不慣れな方 15名	11月19日までに住所・氏名・電話番号を 明記の上、往復はがき、メール、FAX で応募先へ。詳しくは区HPにて。
令和7年 1月19日(日) 13:30~15:30	ネットショッピングを 安全に楽しむコツを 学ぼう! シニア向け スマホ教室	新宿消費生活センター 分館	無料	区内在住・在学・在勤の方 30名	12月5日号掲載の広報新宿をご覧ください。
2月2日(日) 13:30~15:30	親子で考えるエシカル 楽しく手作り バレンタインチョコ	新宿消費生活センター 分館	無料	小学生とその保護者 (新宿区在住・在学・在勤)	12月25日号の広報新宿をご覧ください。

地域センターまつりに出展しています

地域センターまつりに消費生活センターが出展します。
消費生活に関するクイズに答えていただいた方に、
エコバッグやティッシュなどのオリジナルグッズをお配りしています。
是非遊びに来てください!



新宿消費生活センターご利用案内

悪質商法・契約・解約など、困ったことがあったらご相談ください。消費生活相談員・弁護士が相談をお受けします。

消費生活相談 (対象) 新宿区にお住まいの方、
新宿区に通勤・通学している方
(相談料) 無料
(相談場所) 新宿区立新宿消費生活センター
(新宿 5-18-21 新宿区役所第二分庁舎 3階)

(電話番号) 03-5273-3830 (消費生活相談専用)

電話相談: 月~金 (年末年始、祝日を除く)
9:00~17:00
来所相談: 月~金 (年末年始、祝日を除く)
9:00~16:30